

保護者様

学校感染症のため、学校保健安全法施行規則に基づいてお子様の出席停止を指示いたします。治癒して登校する際は、下記の治癒届けに保護者をご記入のうえ、担任までご提出ください。なお、この期間は欠席にはなりません。

学校感染症の種類とその出席停止期間 (学校保健安全法施行規則第18条・19条より作成)

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱 ポリオ、ジフテリア、鳥インフルエンザ (H5N1) 中東呼吸器症候群、重症急性呼吸器症候群 *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び 新感染症	完全に治癒するまで
第二種	● インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く) ● 百日咳  ● 麻疹 ● 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)  ● 風疹 ● 水痘 (みずぼうそう) ● 咽頭結膜熱 (プール熱) 結核 ● 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	● 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日 (幼児は3日) を経過するまで ● 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な菌性物質製剤による治療が終了するまで ● 解熱した後3日を経過するまで ● 耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ● 発疹が消失するまで ● すべての発疹が痂皮化するまで ● 主要症状が消退した後2日を経過するまで ● 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急感染症性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

----- キリトリ -----

横浜市立瀬谷小学校長	<b>治癒届</b>	<b>※保護者が記載してください。</b>
医療機関を受診した結果、		
1. インフルエンザ (A・B)     2. 麻疹 (はしか)     3. 流行性角結膜炎 4. 風疹 (三日はしか)     5. 水痘 (水ぼうそう)     6. 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 7. その他 (    )		
発症年月日                      年           月           日 診断年月日                      年           月           日 登校年月日                      年           月           日		
上記の感染症が治癒し、登校可能の診断を受けました。		
受診医療機関名		
児童名	学年・組	年                  組
	名   前	
保護者名		